

○東京藝術大学大学美術館画像貸出利用要項

〔 令和元年11月21日
大学美術館運営委員会 〕

改正 令和6年1月18日 令和6年12月19日
令和8年2月19日

(総則)

第1条 本学が所有し大学美術館が管理する所蔵芸術資料（以下「所蔵品」という。）の画像の利用については、この要項の定めるところによる。ただし、所蔵品の画像利用について、この要項によりがたい場合は、東京藝術大学写真撮影等に関する基準（以下「基準」という。）を用いるものとする。

(定義)

第2条 この要項において所蔵品とは、大学美術館が組織として管理し収蔵するものであって、東京藝術大学大学美術館運営細則第2条に掲げる資料で、展示公開及び教育研究の用に供するものをいう。

第3条 この要項において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 事業者 大学美術館から管理を委託された画像を利用者に有償又は無償で利用許諾を行う者をいう。
- 二 複製制作物 画像の利用許諾を受けて制作される商品等をいう。
- 三 被写体 画像として記録された、所蔵品をいう。
- 四 利用者 事業者より利用許諾を受けて画像を利用する者をいう。

(手続)

第4条 画像の利用を希望するものは、事業者に次の各号に掲げる事項を明記した申込書を提出して利用許諾を受けなければならない。

- 一 利用者
- 二 利用目的
- 三 利用期間
- 四 利用方法
- 五 制作部数
- 六 販売価格

(差し止め)

第5条 次の各号に掲げる事実が判明した場合には、大学美術館は事業者を通して利用者に対して画像の利用を差し止めることができる。

- 一 画像の第三者への譲渡又は利用許諾のない利用。
- 二 画像をインターネット上に流通させるなどして、利用者以外の者が画像を利用することができる状態に置くこと。
- 三 公序良俗に反する利用や届け出た利用方法等を逸脱した利用により、被写体及びその著作権者の品位を汚し、若しくは著作者人格権を侵害すること。
- 四 その他、差し止めることが適当であると認められる場合。

(利用料)

第6条 利用者は、別表の定めるところにより、事業者へ利用料を支払わなければならない。

(減免)

第7条 前条に定める利用料については、基準「1」の(4)アの規定により免除することができる。

附 則

この要項は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

1. 出版・エディトリアル

利用目的	部数・配信数	本文	表紙
書籍・雑誌・教材 (紙版・電子版)	～500	5,500	11,000
	～1,000	11,000	22,000
	～5,000	16,500	33,000
	～10,000	22,000	44,000
	～50,000	27,500	55,000
	～100,000	33,000	66,000
	～500,000	44,000	77,000
	500,001～	60,500	96,800

利用目的	部数	本文	表紙
文部科学省検定済教科書	～10,000	7,700	23,100
	～50,000	11,550	26,950
	～100,000	15,400	30,800
	～200,000	23,100	34,650
	200,001～	30,800	38,500

※文部科学省検定済教科書に関する例外規定。

文部科学省検定済教科書の紙面が、教師用指導書、拡大教科書、学習用デジタル教科書、指導者用デジタル教科書等に複製される場合の利用料は、上記単価に含まれる。

なお、「学習用デジタル教科書」は、学校教育法第三十四条第二項に規定された教材を指す。

利用目的	
新聞記事(地方紙・業界紙)	22,000
新聞記事(全国紙)	33,000

2. テレビ番組・オンデマンド配信

利用目的	1回	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	5年以内	5年超
テレビ番組(本放送、再放送)	33,000	38,500	44,000	55,000	77,000	121,000	187,000	-
テレビ番組のネット配信	26,400					52,800	66,000	110,000
動画配信サービス	33,000	38,500	44,000	55,000	77,000	121,000	187,000	-

3. CD,DVD,Blu-ray

利用目的/部数	～500	～1,000	～5,000	～10,000	～50,000	～100,000
CD、DVD、Blu-rayなどのメディア内	33,000	44,000	66,000	88,000	132,000	198,000

4. ディスプレイ、映像、イベント

利用目的	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	常設
デジタルサイネージ、パネル、ビルボード、舞台セット、イベント映像など	33,000	42,900	52,800	59,400	330,000

5. オンライン利用

利用目的	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	5年以内	5年超
①Web記事、HP(イントラネット/企業HP/個人HP)SNSなど ※ユーザー数が限定されていないもの	33,000	38,500	44,000	55,000	110,000

利用目的	ダウンロード数/ユーザー数/アクセス数/制作数	～5,000	～10,000	～50,000	～100,000	～200,000
②アプリ、eグリーティングカードなど ※ユーザー数が限定されているもの		33,000	38,500	49,500	88,000	110,000

※20万を超えるものは、20万ごとに3割増。

利用目的	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	4年以内	6年以内	
eラーニング(オンライン教育などネットワークで教材を配信する場合)* 教室内映像含む	11,000	22,000	44,000	66,000	88,000	
教育放送 「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校による教育(テレビで放映する場合)」	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	5年超
	5,500	8,800	11,000	22,000	33,000	44,000

6. 広告・販促物

利用目的/部数	～ 10,000	～ 50,000	～100,000	～200,000	200,001～
印刷物:ノベルティ、パッケージ、年賀状、PR誌、会社案内、新聞雑誌広告、ポスター、パンフレット、チラシ、カタログ、パネルなど	22,000	27,500	55,000	110,000	220,000

※表紙・中面の区分なし

利用目的	6ヶ月以内	1年以内
映像:テレビCM、インターネット広告、ディスプレイ、サイネージ広告など *内容に変更がない限り、複数媒体でも1媒体扱いとする。	55,000	110,000

利用目的	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内
すべての広告・販促物	330,000	495,000	660,000	825,000
	300,000	450,000	600,000	750,000

- ・1画像を複数の広告・販促物に利用される場合に利用可能。
- ・同時に申し込まれる場合に適用される料金。異なる申込の場合は、適用不可。
- ・延長して利用する際は、再申請が必要。
- ・独占使用ではない。

7. カレンダー

利用目的	卓上	壁掛(1枚物)	壁掛(枚数物)
カレンダー	66,000	165,000	132,000

8. 商品化

販売商品	原則として、1画像につき「商品製造数×商品販売価格(税別)×5%」
	最低保証料として、原則として11,000円。最低保証料は、利用料総額に充当。 ※サイズ違いは別商品としての扱い。